規制改革実施計画

平成 29 年 6 月 9 日 閣 議 決 定

目 次

共通	〔的事項	1
1.	本計画の目的	1
2.	本計画の基本的性格	1
3.	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4.	改革の重点分野	2
5.	規制改革ホットライン	2
6.	規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)	2
7.	計画のフォローアップ	2
分野	野別実施事項	3
1.		
(1)		
(2)	個別実施事項	3
2.	農林水産分野	4
_	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
_		
_	,	
_		
3.	人材分野	7
(1)		
(2)	個別実施事項	7
1	, manual 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
_		
(3)安心して転職できる仕組みづくり	7
4.		
` '	**************************************	
_		
_		
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. [分] 1. (2) (1) (2) (3) (4. (1) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	2. 本計画の基本的性格. 3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方. 4. 改革の重点分野. 5. 規制改革ホットライン. 6. 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー) 7. 計画のフォローアップ. 3 分野別実施事項. 1. 行政手続コストの削減. (1) 規制改革の観点と重点事項. (2) 個別実施事項. 2. 農林水産分野. (1) 規制改革の観点と重点事項. (2) 個別実施事項. (2) 個別実施事項. (3) 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立. (2) 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革. (3) 農協改革の着実な推進. (4) 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革. (5) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進. (6) 漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実. 3. 人材分野. (1) 規制改革の観点と重点事項. (2) 個別実施事項. (2) 個別実施事項. (2) 個別実施事項. (3) 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり. (4) 実施農して不利にならない仕組みづくり. (5) 実施して不利にならない仕組みづくり. (6) 実施して不利にならない仕組みづくり. (7) 要応して転職できる仕組みづくり.

4	介護事業の展開促進・業務効率化の促進	12
⑤	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	12
6	新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し	14
7	機能性表示食品制度の改善	14
8	保育所等の利用に要する就労証明書の見直し	15
9	金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知	16
5. ;	投資等分野	17
	規制改革の観点と重点事項	
	個別実施事項	
	税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化	
②		19
	IT 時代の遠隔診療	
_	IT 時代の遠隔教育	
_	日影規制の見直し	
6	電波周波数の調整・共用	23
7	次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し	24
8	その他	28
6.	その他重要課題(インバウンド支援等)	30
	規制改革の観点と重点事項	
	個別実施事項	
` '	ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革	
_	地方の需要に応える貨物運送事業規制改革	
_	第二種運転免許受験資格	
_	第二性連転光計 一般 「中央 「中央 「中央 「中央 「中央 「中央 「中央 「中	
_		
_	地方における規制改革	
(6)	労働基準監督業務の民間活用等	34

規制改革実施計画

 (平成 29 年 6 月 9 日

 閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を平成28年9月に設置した。

規制改革推進会議においては、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、 平成29年5月23日に「規制改革推進に関する第1次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着 手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定め る。

記

I共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する第1次答申」により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革の意義としては、

- ①経済環境の変化に適応したイノベーションを促す
- ②新製品・新サービスを国民が享受できるようにし、選択肢を増やす
- ③企業の創意工夫を活かす環境整備を行い、生産性を高める
- ④全ての人が能力を発揮できる社会が実現されるよう、多様な働き方や労働移動を支 える仕組みを整える
- ⑤地域経済活性化の阻害要因を取り除く 等が挙げられる。

しかし、長年にわたって解決の方向性を見いだせずにいる、いわゆる岩盤規制が存在していることも事実である。また、ICTを始めとした技術革新が急激に進む中で、より簡便で効果のあるルール作りに向けた改革は急務である。

規制は、公権力によって国民や企業の経済活動等を制限する仕組みであり、その根拠は常に批判的に検証され、国民に対する十分な説明がなされなくてはならない。すなわち、「根拠に基づく政策立案(Evidence Based Policy Making)」が最も強く求められる政策分野である。このことを十分に踏まえつつ、規制改革を推進していく。

4. 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革推進に関する第1次答申」を踏まえ、「行政手続コストの削減」、「農林水産」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」及び「その他重要課題(インバウンド支援等)」を改革の重点分野とする。

5. 規制改革ホットライン

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望(各種手続の簡素化等を含む。)については、内閣府に設置している「規制改革ホットライン」により常時受け付け、迅速に対応する。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討を要請し、その回答を取りま とめ、公表するとともに、規制改革推進会議に報告する。更に精査・検討を要するものに ついては、規制改革推進会議において、必要な精査・検討を行う。

6. 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)

規制レビューは、規制所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みとして、平成26年6月の規制改革実施計画に基づいて構築された。

規制の見直しに終わりはなく、不断の取組が求められるところ、今後とも、規制レビューを通じて、規制所管府省自らによる規制改革の取組を推進する必要がある。

7. 計画のフォローアップ

内閣府及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、平成30年度末時点で整理し、公表する。

II分野別実施事項

1. 行政手続コストの削減

(1)規制改革の観点と重点事項

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、事業者の生産性向上を後押しするため、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化及び IT 化を一体的に推進し、行政手続コストを削減する。

(2)個別実施事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	規制改革、行政手続の簡 素化、IT 化の一体的推進 (行政手続コストの削 減)	各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする「行政手続部内容とする「行政手続部は、平成29年3月29日規制改革推進ので、「平成29年3月29日規制改革推進ので、「平成29年3月29日規制改革推進ので、「中政手続コストの削減に向けた取取を造める。その際、府省間の連携が必要な取りについても積極的に対応する。また、行政手続コストの削減に引き続き取り組む。	取組期間は平成31 年度まで(事項に よっては平成33 年度まで)	全府省

2. 農林水産分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

競争力ある農林水産業を実現し、従事者の所得向上を図るとともに、消費者の多様なニーズに応える観点から、①生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立、②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、③農協改革の着実な推進、④農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革、⑤林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進、⑥漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実について、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化に向けた取組の法制化	事業環境の整備か着実に行われること。 ・農業資材事業及び農産物流通等事業の事業	a:措置済み b:平成 29 年度措置	農林水産省経済産業省
2	農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検	a農業競争力強化支援法に基づき、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行った上で、良質かのの無な農業資材の供給又は農産物流通等のの性給又は農産物流方にといる地で検討する。 b農薬取締法(昭和23年法律第82号)に関する総点検を速やかに行い、必要な指置を連続がある。 c特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年のの変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年のの変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年のの変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年の変化を踏まえて、卸売では、経済社会に関連的では、経済社会に関係を連続が、対策を表に関係を表にといる。	までに調査を実施、 これを踏まえた施 策についてまでは31 年度上期を得次第ま かか成31年度上期 はででは31年度上期 はででは31年度上期 はでは31年度上期 はでは31年度上期 はでは31年度上期 はでは31年度と期 はでは31年度と別	農林水産省経済産業省

② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	加工原料乳生産者補給金 制度の改革	a加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定に関することを発展では、指定限定する高齢にでではないでで、大きを選出に対し、需給にののでは、大きでののでは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きででは、大きでは、大き	a:措置済み b:平成 29 年度措置	農林水産省
4	条件不利地域への対応	条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の 集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつ つ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集 乳される仕組みを構築する。		農林水産省

③ 農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	 実施時期	所管府省
5	農協改革の着実な推進	a 全農が生産を 物の時期で 動物の 事場の を 関連を を りた を りた を りた を りた を りた を りた の りた の り	平成 29 年度以降、 継続的に措置	農林水産省

④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	農地中間官埋機構を軸 とする農地の集積・集約 化の更なる推進	農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績等を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行後5年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方の見直しに合わせて着実に実施する。	始、平成 30 年度に 結論を得次第速や	農林水産省
7	農地の有効利用のための 流動化に資する転用期待 の抑制	過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、No.6の農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。	始、平成 30 年度に 結論を得次第速や	農林水産省
8	長地にのける新たな展果 生産施設・設備の利活用 の促進	農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法(昭和27年法律第229号)における取扱いについて検討する。	平成 29 年検討開 始、結論を得次第速 やかに措置	農林水産省

⑤ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	林業の成長産業化と森林 資源の適切な管理の推進	や、これを補元するために市町村寺が担う公	平成 29 年検討・結 論。結論を得次第速 やかに措置	農林水産省

⑥ 漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充 宝	数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を開始し、早急に結論を得る。	ᄡᄺᅷᅁᄯᄹᅷ	

3. 人材分野

(1)規制改革の観点と重点事項

働き手一人一人が自らの能力を最大限発揮できる環境を整備し、日本経済全体の生産性向上を図る観点から、①転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり、②転職して不利にならない仕組みづくり、③安心して転職できる仕組みづくりについて、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ジョフ型正社員の雇用ル -ルの確立	平成 29 年公表の実態調査の結果を踏まえ、 関係法令の整備を含む更に必要となる方策 について検討を行い、必要な措置を講ずる。	始、結論を得次第速	厚生労働省
2		特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。		厚生労働省

② 転職して不利にならない仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成 29 年 1 月 26 日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成 20 年厚生労働省告示第 108 号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が調合と計画に関する指針(平成 21 年厚生労働省告示第 509 号)を改正し、a.入社初年に次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b. 年次有給休暇の付与日数が 20 日に達すること、c. 仮に労務期間を可能な限り短縮すること、c. 仮に労使協定が締結されたとしても、勤務関始日か	指平結速改2付す始調関含つ討・結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生労働省

③ 安心して転職できる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	使用有の労働法知識向上	るための万策について、幅広く検討を行い、	平成 29 年度検討・ 結論、結論を得次第 速やかに措置	厚生労働省

4. 医療・介護・保育分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

国民が必要とする医療・介護サービスを最大限、効果的・効率的に提供し、また、「新・三本の矢」の「夢をつなぐ子育て支援」(待機児童解消など)・「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロなど)の実現に資する観点から、①介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善、②介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現、③介護サービス供給の在り方の見直し、④介護事業の展開促進・業務効率化の促進、⑤社会保険診療報酬支払基金に関する見直し、⑥新医薬品の14日間処方日数制限の見直し、⑦機能性表示食品制度の改善、⑧保育所等の利用に要する就労証明書の見直し、⑨金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知について、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

NI.		用名の医派に負する情報な衣削及及び先		
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	介護事業者選択に資する 情報の分かりやすい表示 への見直し	介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職(ケアマネジャー等)向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。	平成 29 年度検討・ 結論、平成 30 年度 措置	厚生労働省
2	る利用者の選択に資する	利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論、平成 30 年度	厚生労働省
3	情報公表システムの周知	介護サービス情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に当該システムのURLを記載するよう地方自治体に促すなど、周知方法を検討し、地方自治体の協力を得ながら周知する。	平成 29 年度上期措置	厚生労働省
4	第三者評価受審促進に向 けた具体的数値目標の設 定と支援等の実施	a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。	a: 平成 29 年度検 討・結論 b: 平成 29 年度措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	第三者評価受審に係るイ ンセンティブの強化	D 第二者評価受番介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府 原等と連携のよう企業事業者に対して、分か	a, b: 平成 29 年度検 討・結論、平成 30 年度措置 c: 平成 30 年度措置	厚生労働省
	第三者評価の利用者選択 情報としての位置付けの 強化	説明を義務化する。 b 介護サービス情報公表システムにおいて、 第三者評価の受塞状況をより分かりやすく	a: 平成 29 年度措 置、義務化は平成 30 年度から実施 b: 平成 30 年度措置	厚生労働省
7	第三者評価機関及び評価 調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論	厚生労働省
8	高齢者福祉サービス版の 評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容 評価基準を策定する。	措置済み	厚生労働省
9	介護事業者向けの手引書 等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活 かし方等についてまとめた手引書(書籍)や パンフレットを作成する。	平成 29 年度措置	厚生労働省

② 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	介護保険サービスと保険 外サービスの組合せに係 る新たな通知の発出と周 知	介護保険サービスと保険外サービス(以下「両サービス」という。)の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記 a~c についての検討の結論を踏まえ、地方自治はのうでである。 一覧性や明確性を持たせた通知(技術的助言)を発出し、周知を図る。 a訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理(両サービスの起のむな提供に係るルールの明確化を含む。No. 11 の a 参照)b通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備(No. 12 参照)c利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化(No. 14 参照)	平成 29 年度検討・ 結論、平成 30 年度 上期中に速やかに 措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	訪問介護サービスにおけ る柔軟な組合せの実現等	また、 b 両サービスの同時一体的な提供の在り方に ついて、下記のような課題を数まって検討す	a:平成 29 年度検 討・結論 b:平成 29 年度検討 開始	厚生労働省
12	通所介護サービスにおけ る柔軟な組合せの実現	□所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記のa~cについて検討し、結論を得る。a事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化b通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルールの在り方c保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルールの整理	平成 29 年度検討・ 結論	厚生労働省 国土交通省
13	保険サービスと関係する 保険外サービスに係る柔 軟な価格設定の在り方	特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。	平成 29 年度整理開	厚生労働省
1 1/1	利用者の自費負担で介護 保険と同等のサービスを 提供する場合の価格規制 の明確化	法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間に、不合理な差額を設けてはならないことについて、不合理な差額の解釈を明確化する。	平成 29 年度検討・ 結論	厚生労働省

③ 介護サービス供給の在り方の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	介護保険事業(支援)計画におけるニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策	第7期介護保険事業計画・介護保険事業支援計画に向けた国の基本方針に、地方自治体が同計画において、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設などの各種介護サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策を定めるよう努めるべきことを記載する。	平成 29 年度措置	厚生労働省
16	における特定施設のサー	利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護サービスの実態を踏まえて介護サービスの需要施いで、大きの実態を踏まえて介護サービスの特定とは、有料老人ホーム等の特定として適切なりでは、地域の実情に即して適切なりでは、地域の実情に即してが地方自治では、一クシート』の配布について」(平成 26 年事では、第7期介護保険事業(支おでは、第1回の策定に当たって、見込量の推計のの策定に当たって、見込量の推計のでは、第1回の策定に当たって、見込量の推計に、地方自治体に周知し、国としてもこれを支援といるに、地方自治体が特定をといるとともに、地方自治体が特定をといるとともに、地方自治体が特定をのように見込んだかにつき、調査といる。		厚生労働省
17	化	地方自治体が独自に実施する介護事業者の 選定のための公募について、各地方自治体に おいて公平性及び透明性を確保するため、公 募の手続や介護事業者選定に関する以下の ような留意点を明確化し、地方自治体に周 する。 a 選考基準等を策定及び公表すること。なお 選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の 公平性と施設等の設置目的に照らして、介護 事業者への負担にも配慮すること。 b 公募の時期を事前に周知するとともに、公 募の受付期間を十分に確保すること。 c 選考過程及び結果を公表すること。		厚生労働省
18	託・指定管理者公募に係	福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知(「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」(平成26年9月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知))の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知する。	平成 29 年度措置	厚生労働省

④ 介護事業の展開促進・業務効率化の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	問介護看護、小規模多機 能型居宅介護の事業展開	定期巡回・随時対応型訪問介護看護における 日中のオペレーターと随時訪問サービスを 行う訪問介護員の兼務や小規模多機能型居 宅介護における登録者以外の者に対する訪 問サービスの提供を可能にすることの適否 について、平成 30 年度介護報酬改定の議論 の際に検討し、結論を得る。		厚生労働省
20	介護報酬体系の簡明化	介護事業者や保険者等の事務負担軽減を図るとともに、利用者及び家族がサービスを主体的に選択できる状態を実現するため、利用者にとって必要なサービスが提供されるべきことに配慮しつつ、介護報酬体系の簡明化に向けた議論を行い、結論を得る。		厚生労働省
21	社会福祉法人の基本財産 への担保設定の在り方の 見直し	社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開 始、平成 30 年度結 論・措置	厚生労働省
22	福祉医療機構の役割が民 業補完であることを踏ま えた同機構の融資に係る 担保設定の在り方の見直	独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補完であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。	平成 29 年度検討開 始、平成 30 年度結	厚生労働省

⑤ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	機能ごとに分解可能なコ	社会保険診療報酬支払をはいう。)の出て、 の出ででする。 のに、 を行う。 の「支払基金がのから。)には、 を行う。 の「支払基金が、のからのでは、 をでするのでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 でするのに、 でが、 でするのに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするののに、 でするののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするのののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののに、 でするののでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでが、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでは、 でするのでするのでは、 で	a∶平成 29 年上期結	厚生労働省

		4 1 1 7 - 1	I	
		みとすること。		
		・レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門		
		的審査を待たずとも是正し得る箇所につい		
		ては、医療機関が自ら対処し得るよう、支払		
		基金が運用しているコンピュータチェック		
		機能を提供する等の工夫をする。保険者につ		
		いても、上記の分解された機能単位ごとに、		
		保険者自身で担える機能と、支払基金に業務		
		委託する機能を精査し、前者については、保		
		険者自身が担い得る設計とすること。		
		・モジュール化の効果を最大限発揮する上で		
		必要な、モジュール相互の連携や、支払基金		
		と医療機関、保険者、外部専門事業者等との		
		連携を円滑にする必要があることから、各種		
		データの形式、付番などを統一化し、それを		
		前提とした相互連携できるデータベースの		
		導入や、そのためのレセプト形式の見直しを		
		行うこと。		
		」/こと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できる		
		よう、コンピュータシステムはできる限り、		
		おり、コンピューダンへ) 公はできる殴り、 利用者にとって見やすく、使いやすいこと。		
		・審査機能を担うモジュールについては、極 		
		力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理		
		できることが効率化に資するため、地域ごと		
		に独立して構築されている現在の機能を前		
		提にするのではなく、必要な地域差を精査の		
		上最小化し、できるだけ、同一のコンピュー		
		タシステムで処理できる範囲を拡大するこ		
		۷.		
		・コンピュータシステムの構築に当たって		
		は、府省横断的に IT システムの企画立案に		
		関与する政府CIOと連携し、その評価を受		
		けながら推進すること。		
		bコンピュータチェックに適したレセプト形		
		式への見直しと併せて、システム刷新を実施		
		する。その際、病名等について、引き続き国		
		際的な規格への準拠を進める。		
0.4	支部の集約化・統合化の	支部の集約化・統合化の実現に向けて、引き	平成 29 年検討・結	同 上 出 且 小
24	推進	続き検討を進め、結論を得る。	論	厚生労働省
		審査の一元化の前提となる以下の具体的な		
		進め方について検討を進め、結論を得る。		
		a 審査委員会の審査内容について見える化を		
		行い、地域における具体的な差異の内容を把		
	審査の一元化に向けた体	握する。また、審査委員の利益相反の懸念を		
25			論	厚生労働省
		bデータに基づき、支払基金の本部において	Piny	
		専門家が議論を行う体制を整備し、エビデン		
		スに基づいて審査内容の整合性・客観性を担		
		保する。		
L		M 7 'O 0		

⑥ 新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	新医薬品の 14 日間処方 日数制限の見直し	新医薬品の処方日数制限について、現行の 14 日間よりも長い日数制限とすることを含め た具体的な見直し案の選択肢を検討し、結論 を得る。その際、患者の利便性に加えて、副 作用の早期発見など、安全性確保に留意す る。	平成 29 年度検討・ 結論	厚生労働省

⑦ 機能性表示食品制度の改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	運用改善目標の設定及び	機能性表示食品の届出手続について、事業者が書類提出後、事業者に対して不備指摘が行われるまでの所要日数について、運用改善目標を設定し、それを実現するための工程表を策定し、公表する。	平成 29 年度上期検 討・結論・措置	消費者庁
28	届出書類の簡素化	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成 27 年 3 月 30 日消費者庁食品表示企画課長通知)に定める届出書類について、簡素化目標を設定する。その上で、関係者と連携の上、各書類の必要性及び申請者の負担などを考慮して簡素化の具体策を検討し、同ガイドライン及びデータベースへの反映などの措置を講ずる。	平成 29 年度上期に 簡素化目標の設定、 平成 29 年度検討・ 結論、平成 30 年度 措置	消費者庁
29	を通じた機能性表示食品 届出手続の運用改善	機能性表示食品の届出手続について、以下 a ~d の取組を含む業界団体等との連携強化を通じて、届出手続の迅速化・効率化を実現する。 a 事業者からの質問の集約や事業者への情報発信を行う業界団体等の機能を活用するため、業界団体等と消費者庁との間で情報共有などの連携強化を図る。 b 業界団体等からの質問・相談等に対応する	a, b: 平成 29 年上期 検討・結論・措置 c, d: 平成 29 年度検 討・結論、平成 30 年度措置	消費者庁
30	等に関するガイドライ	業界団体と連携の上、事業者から問合せの多い事項などを反映するなど、ガイドラインを分かりやすく見直す。あわせて、届出書類において不備の多い事項などをまとめたQ&Aを策定し、消費者庁ホームページ等で周知する。	平成 29 年検討・結 論・措置	消費者庁

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	生鮮食品の機能性表示食 品制度の活用促進	農業協同組合など関係者に対するヒアリングを行い、生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・ 結論、平成 30 年度 措置	消費者庁 農林水産省
32	むデータを届出資料とし	臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に 18 歳及び 19 歳の者を含むデータを届出資料に記載する場合、それらの者を含むことの妥当性も合わせて記載されていればよいこととされているが、そのことを周知するとともに、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び新たに作成するQ&Aに反映する。	知、平成 29 年にガ イドライン及び Q	消費者庁
33	病とする観察研究をデータとして用いる場合に認	アウトカム評価項目を疾病とする観察研究 を届出資料として用いる場合に認められる 機能性表示の表現方法について、業界団体等 と検討し、結論を得る。結論については、機 能性表示食品のQ&Aで周知する。	平成 29 年検討・結 論・措置	消費者庁
34	機能性表示食品制度にお ける軽症者データの取扱 範囲の拡大	臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に軽症者を含むデータの取扱いに関し、現在、特定保健用食品制度の試験方法として可能とされている範囲(コレステロール、中性脂肪、高血圧など)にとどまらず、アレルギー、尿酸値、認知機能等についても、機能性表示食品の届出資料としての利用を可能とすることを調査事業を通じて検討し、その結果を踏まえ、使用可能なデータの境界域を公表する。	平成 29 年度検討、 平成 30 年度結論・ 措置	消費者庁

⑧ 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	+ 光気の事の無準的せき	保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類(以下「就労証明書」という。)の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用の要請を行う。あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クララの利用のため雇用主が作成する他の証明書のかの配けでも、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。	平成 29 年度上期検	内閣官房 内閣府 厚生労働省
36		保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。		内閣官房 内閣府 厚生労働省

⑨ 金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについ ての周知

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	金融機関が設置する保育所におけるグループ企業の登録しなの子供の受入	と 丁=投行制 生下ぐも、切ば、可能である。と		金融庁

5. 投資等分野

(1)規制改革の観点と重点事項

ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化、②官民データ活用、③IT時代の遠隔診療④IT時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

① 税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	I C C 合	平成 29 年度検討・ 結論	財務省
2	住民税の特別徴収税額通 知の電子化等	a 特別徴収税額通知 (特別徴収義務者用) の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。b 特別徴収税額通知 (納税義務者用) の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。	a:平成 29 年度以降 継続的に実施 b:平成 29 年検討、 結論を得次第速や かに措置	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	社会保険関連手続の見直		a:平成29年上期に 工程表を策定 b:平成29年以降継 続的に措置 c:平成29年度検 討・結論	厚生労働省
4	社会保険関連手続の見直 し②(オンライン申請の 活用による手続の見直 し)	上けて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるため	a: 平成 29 年度検討・結論 b: 平成 29 年措置 c: 平成 29 年措置 d: 平成 29 年度 d: 平結論・ d: 平結論	総務省 厚生労働省

② 官民データ活用

	② 官民データ活用		- <u></u> -1	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5		a 地方自治体における非識別加工情報の加工情報の加工について、整合的意はという自治体の意力を主意という。 おされるよう、地方自治体の意かの意とでは、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時では、当時	a:意見な29年間では、 意見で29年間では、 を変換のでは、 を変換をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をできるといるとでは、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	個人情報保護委員会 総 務省
6	医学系研究における個人 情報の取扱い	平成 27 年に改正を行った個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)の施行に伴う、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)等の見直しに当たっては、医学系研究の遂行において支障が生じないよう対処する。また、改正個人情報保護法の施行後、医学系研究の遂行における個人情報の取扱いについて、更なる制度改善に向けた見直しを検討する。	改正個人情報保護 法の施行に伴う指 針等の見直しは措 置済み、制度改善の 検討は平成32年度 を目途に検討・結論	文部科学省
7	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療 情報に関する法律の円滑 な施行	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成 29 年法律第 28 号)の施行に当たり、医療情報の利活用の促進、ひいては健康・医療に関する新技術・新産業の創出が促進されるよう、主務省令等を策定し、円滑に同法を施行する。その際、医療機関によるデータ提供の促進を図るための環境の整備、匿名加工医療情報作成事業の安定的な運営の担保、認定事業者によるデータ囲込みの防止などの観点から実効性のある仕組みとなるよう特に留意する。	医療分野の研究開 発に資するための 匿名加工医療情報 に関する法律の施 行までに検討・結 論・措置	内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	不動産登記のデータ整備(相続登記の促進)	人に対し、相続登記のメリットや放直することのデメリットを登記官が説明するなど相 続登記を促進するための働きかけを行う仕 組みを構築する	a:平成 29 年度上期 措置 b:平成 29 年度措置 c:平成 29 年度検討 開始、結論を得た事 項につき措置	法務省
9	不動産登記情報の公開の在り方	不動産データにおける登記情報の重要性に 鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の 利便性向上の観点から、情報範囲を限定した 無償公開の可否も含めて登記情報の公開の 在り方について検討し、所要の見直しを行 う。	平成 29 年度検討開 始、平成 30 年度結 論	法務省
10	不動産登記情報等の行政 機関間連携	a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをより的確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。	平成 29 年度検討・ 結論	a∶法務省 b∶内閣官房

③ IT 時代の遠隔診療

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	遠隔診療の取扱いの明確 化	情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。 ・「離島・へき地」以外でも可能であること。 ・初診時も可能であること。 ・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。 ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組合せが想定されること。	平成 29 年度上期検 討・結論・措置	厚生労働省
12	遠隔診療の診療報酬上の 評価の拡充	対面診療と遠隔診療を単に比較するのではなく、より効果的・効率的な医療の提供を可能とする観点から、糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理、血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用するなど、対面とオシラインを組み合わせることで継続的なさとをが可能になり重症化を防ぐといったとり動物な評価がなった。遠隔診療の診療報酬上の評価の在りよう、遠隔診療の診療報酬との評価の在り方について、平成30年度診療報酬改定に向けて対応を検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論、平成 30 年度 措置	厚生労働省

④ IT 時代の遠隔教育

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	遠隔教育の本格的推進の ための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、 その本格的推進について、幅広い視点から施 策方針の取りまとめを行い、学校関係者等へ の周知その他必要な方策を講ずる。	始、平成30年度上	文部科学省
14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	り 免許外教科担任制度について、字期中の急な欠員のために許可するような場合等に限	a: 平成 29 年度以降 継続的に実施 b: 平成 29 年度検討 開始、平成 30 年度 結論・措置	文部科学省
15	4 美字秋(1) 哀临郑台广农	平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。		文部科学省
16	一の策定	学習系システム(学習用教材等を扱うシステム)には児童生徒が自由にアクセスするなどの学校の特性を踏まえて ICTを活用した教育が実施できる環境を整備する観点から、速やかに教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。		文部科学省

⑤ 日影規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
		「「ちせず」(八手彫を制令」 ガリョウマル (八会物)	平成 29 年度検討・ 結論、結論を得次第 連むかに共置	国土交通省
18	老朽化建築物の建替えに おける日影規制の見直し	老朽化した建物やマンションの建替えについては、建築基準法第 56 条の2に基づく日影規制の特例許可の実態を調査し、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論、結論を得次第 速やかに措置	国土交通省
	拟市中年聚匀聚烷物协员	都市再生特別地区の周辺地域における日影 規制の実態を調査し、都市再生緊急整備地域 内における日影規制の適用区域の運用につ いて検討する。	平成 29 年度検討・	国土交通省

⑥ 電波周波数の調整・共用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	公共用周波数帯域の割 当・用途の開示及び利用 状況調査方法の在り方の 見直し	a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、 消防、防災等も含め、政府部門に割りをも含め、政府部門に割りをして、利用状況の実態をして、利用状況の実態を当られている主体と用途について、通信のおきにより各業務に大変が生に十分の事例を参考によう考慮しので、機にしつ、積がないで、あり、当な時間に、当ないのでは、一次では、当ないのでは、一次では、当ないのでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	始、平成30年度結	総務省
21	公共用周波数の民間開放 に係る目標設定	周波数の有効利用の観点から、次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討し、結論を得る。	までに検討・結論・	総務省
22	官官・官民共用化の推進	周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。	始、準備ができ次第 技術試験を行った	総務省
23	より効果的な周波数再編の促進	「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」(平成 26 年 12 月)において経済的価値も考慮と終了促進措置の改善の必要性が指摘されている点を踏まえ、周波数の効率的使用やている点を踏まえ、周波数の効率的使用で、展間事業者のみならず、公共業務用無線局で、として、移行期間中の既存免許人の円滑な関として、移行期間中の既存免許人の円滑なといる。		総務省
24	実験試験局制度の周知徹 底及び新たな試験的免許	新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点より、以下の措置を講ずる。 a「実験試験局」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周	a:平成 29 年度検 討・結論・措置 b:平成 29 年度検 討・結論	総務省

⑦ 次世代自動車 (燃料電池自動車) 関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	 所管府省
		a 水素スタンドにおける保安台帳の廃止を検	2 102 2112	
25		討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 b保安台帳の廃止に関する検討と併せて、水 素スタンドにおける販売主任者の選任の合 理化を検討し、結論を得た上で、必要な措置 を講ずる。	平成 29 年度検討開 始、平成 30 年度に 結論を得次第措置	経済産業省
26	水素充てん時の車載容器 総括証票等の確認の不要 化等	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。		経済産業省 国土交通省
27	水素スタンドにおける予 備品の使用	水素スタンドにおける予備品の使用について、水素スタンド向けの製品メーカーが経済 産業大臣による工場の認定を受け、速やかに 認定品を作成できるよう、手続マニュアル等 を作成し、環境整備を行う。	結論、結論を得次第	経済産業省
28	保安検査方法の緩和	水素スタンドに設置する高圧ガス施設について、事業者の負担軽減の観点から、業界団体等の保安検査方法案を基に、保安検査の方法を定める告示(平成17年経済産業省告示第84号)に追加することを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 30 年度まで に、業界団体等の保 安検査方法が策定 され次第速やかに 検討・結論・措置	経済産業省
29	保安監督者に関する員直	a保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 b水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。	a:平成 29 年度検討 開始 b:平成 29 年度検討 開始、平成 30 年度 に結論を得次第措 置	経済産業省
30	水素スタンド設備の遠隔 監視による無人運転の許 容	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スのよりと給油取扱所を併設する際の消防法(昭和 23 年法律第 186 号)上の安全対策について検討を開始する。	高圧ガス保安法に つき、平成 29 年度 検討開始、消防法に つき、高圧ガス保安 法上の措置がされ 次第速やかに検討 開始	総務省 経済産業省
31	水素田何設備に係る保女 統括者等の選任の緩和	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷 設備に係る保安統括者等の選任を保安監督 者により代替した場合における保安体制の 在り方について、事業者案を基に安全性の検 討を開始する。	平成 29 年度検討開 始	経済産業省
32	一般家庭等における水素 充てんの可能化		平成 29 年度検討開 始	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	水素スタンドにおける微	水素スタンドにおける締結部及び開閉部か	平成 29 年度検討開	
33		らの微量漏えいの取扱いについて、リスクを		経済産業省
		評価した上で、見直しを検討し、結論を得る。		120112111
		a水素スタンドの充てん容器等における直射		
		日光を遮る措置について、現行の例示基準と		
		日第の安全性を確保していると認められる		
		措置について検討し、結論を得た上で、可能		
			00	
		b 一般高圧ガス保安規則 (昭和 41 年通商産業		
	水素スタンドの充てん容	省令第53号)上、水素スタンドの充てん容器		
34	器等における措置の合理	等について、外気温の影響で温度が 40 度を		経済産業省
	化	超えた場合であっても、直射日光を遮る措置		12012214
		を講じ通風を確保している場合には技術基		
		準違反とはならない旨、都道府県に対し周知	置	
		を行う。		
		c 一般高圧ガス保安規則において、水素スタ		
		ンドの充てん容器等に散水する設備の設置		
		を義務付ける技術基準は存在しない旨、都道		
		府県に対し周知を行う。		
	貯蔵量が 300 ㎡未満で処	 貯蔵量が 300 ㎡未満で処理能力が 30 ㎡/日以		
	理能力が 30 ㎡/日以上の	上の第2種製造事業者である水素スタンド	平成 29 年度検討開	
35	第2種製造事業者である	工の第2種製造事業有であるが系ペメンドの貯蔵に係る技術基準の見直しを検討し、結	始、平成 31 年度上	経済産業省
	水素スタンドの貯蔵に係		期結論・措置	
	る技術基準の見直し	論を得た上で、必要な措置を講ずる。		
	燃料電池自動車への緊急	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出		
36	充てんに係る届出の明確	について、円滑な対応の観点から都道府県に	平成 29 年度措置	経済産業省
	化	対し周知を行う。		
	液化水素ポンプ昇圧型水	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドに並列		
0.7	素スタンドにおける蒸発	で配置された蒸発器の処理量の算定方法に	マキの ケナ 出田	
37	器の処理量の算定方法の	ついて処理量の合算はしない旨、都道府県に	平成 29 年度措置	経済産業省
	見直し	対し周知を行う。		
		最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスク		
		アセスメントを事業者等が有識者及び規制	平成 31 年度までに	
	水素スタンド設備に係る	当局の協力を得て再実施するとともに、当該		
38	技術基準の見直し	リスクアセスメントの結果に基づき、水素ス		経済産業省
	ス川生土・ルビリ	タンド設備に係る技術基準の見直しを検討		
		し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。		
		水素スタンドに使用可能な鋼材について、業		
	 水素特性判断基準に係る	界団体等における研究開発により新たな水	新たな判断基準が	,_,,
39		素特性判断基準が示された場合には、速やか	示され次第速やか	経済産業省
		に例示基準の改正等の検討を行う。	に検討	
		設計係数3.5で設計された水素スタンド設備	平成 29 年度給討問	
	設計係数35の設計に係	に係る圧力制限を撤廃した場合における安		
40	る圧力制限の撤廃	全性への影響について、事業者と協力して検		経済産業省
		対し、結論を得次第、圧力制限を撤廃する。		
-		水素スタンドに係る特定設備の設計係数に	, ~ 1~1100	
		小系スタンドにほる特定設備の設計係数に ついて、米国等諸外国の事例などを踏まえ、		
		プいて、不国寺間が国の事例などを聞るた。 大臣特別認可や事前評価制度等を受けなく		
11	35F川土/年八部半/夜米	人民特別認可や事前計画制度等を受けない ても 3.5 よりも低い設計係数 (例えば 2.4)	平成 29 年度検討開	経済産業省
41	0.0よりも 仏い設計体数	で設計、製造を行う場合に必要な高圧ガス保	始	性丹佐未旬
		安規制や技術基準について、事業者と協力し		
		て検討を開始する。		

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
42		EN (European Norm) 規格について、国際的に標準化された規格であるIEC (International Electrotechnical Commission) 規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、EN規格に基づくATEX指令(防爆指令)の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置	厚生労働省
43	型式承認等に要する期間 短縮	燃料電池自動車用高圧水素容器について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開 始、平成 30 年度結 論・措置	経済産業省
44	国連規則(UN-R134)に基 づく燃料電池自動車用高 圧水素容器の相互承認制 度の整備	国連の車両等の型式認定相互承認協定に基 づく相互認証制度を有効に活用できるよう、 国内規定を整備する。		経済産業省
45	燃料電池自動車用高圧水 素容器の品質管理方法の 見直し	破砕テスト及び圧カサイクルテストの組試 験に代替し得る燃料電池自動車用高圧水素 容器の品質管理方法について、事業者案を基 に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開	経済産業省
46	開発中の燃料電池自動車 の車両に搭載する高圧水 素容器の検査制度の見直 し	公道走行を行わない開発中の車両に搭載する刻印なし高圧水素容器について、高圧ガス 保安法に基づく特別充てん許可を受けた場 合の貯蔵及び移動に係る規定について明確 化する。	平成 29 年度上期措 置	経済産業省
47	素容器に係る特別充てん	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の手続の簡素化について検討を開始する。	平成 29 年度検討開 始	経済産業省
48	車載用高圧水素容器の開 発時の認可の不要化	車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
49	燃料電池自動車に関する 事務手続の合理化	燃料電池自動車に関する事務手続の在り方 について、事業者の負担等の観点から検討を 開始する。	平成 29 年度検討開 始	経済産業省 国土交通省
50	荷重を分担しないガラス	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しない ガラス繊維について、材料に係る規定が必要 かどうか結論を得た上で、必要な措置を講ず る。		経済産業省
51	燃料電池自動車用高圧水 素容器の許容傷深さの基 準の緩和	a燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さを 1.25mm に限定しなくとも安全であるかどうかを検討し、安全である場合は、必要な	a: 平成 29 年度検討・結論・措置 b: 平成 29 年度検討 開始、平成 30 年度 結論	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
52	燃料電池自動車用高圧水 素容器の標章方式の緩和	国連規則(UN-R134)を踏まえ、国内において 燃料電池自動車用高圧水素容器の認可を得 る場合も任意の方式での標章を認める方向 で検討し、結論を得た上で、必要な措置を講 ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年結論・	経済産業省
53		燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章 について、文字の大きさで規定するなどの方 法を検討し、結論を得た上で、必要な措置を 講ずる。	平成 29 年度検討・	経済産業省
54	会社単位での容器等製造 業者登録等の取得	会社単位での容器等製造業者登録及び型式 承認について、事業者の考え方を基に安全性 の検討を開始する。	14470 79 年度稀試團	経済産業省
55	容器等製造業者登録の更 新の見直し	容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の 登録番号を継続する仕組みについて事業者 の考え方を基に検討し、結論を得る。		経済産業省
56	水素貯蔵システムの型式 の定義の適正化	製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、 同じ設計で製造される高圧水素容器につい ては、同じ型式承認番号を発行する仕組みに ついて事業者の考え方を基に検討し、結論を 得る。	始、平成31年まで	経済産業省
		15 年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を 開始する。	平成 29 年度検討開 始	経済産業省
58	を搭載している燃料電池 産業車両用電源ユニット	充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開 始、平成 31 年度結 論	経済産業省
าน	た高圧水素容器を搭載し	事業者案を基に、充てん可能期間を経過した 高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車の 廃棄方法が安全上問題ないか検討し、結論を 得る。	平成 29 年度検討開	経済産業省
60		燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。		経済産業省
61		「⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成 29 年度に公開 の場での検討を開	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省

8 その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	. , , ,		業界団体等から安	
62	LNGローリー車への充 てん量上限の引上げ	業界団体等による安全性に関する技術的検 証に基づいた案を基に、LNGローリー車へ の充てん量上限の引上げを検討する。	全性に関する技術	経済産業省
63		業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。	全性に関する技術 的検証に基づいた	経済産業省
64	保安講習の受講機会の確 保	高圧ガス保安協会において、できるだけ日程 が重複しないように各ブロックにおける講 習開催を計画するよう指導するなど、保安講 習の十分な受講機会を確保する。	平成 29 年度措置	経済産業省
65		事業者の事務負担の軽減の観点から、発電事 業又は特定送配電事業の届出に係る手続の 見直しについて検討を開始する。	平成 29 年度検討開 始	経済産業省
66	銀行グループへのIFR Sの任意適用の解禁	銀 行 及 び 銀 行 持 株 会 社 が I F R S (International Financial Reporting Standards)を任意適用した場合の開示・報 告・各種規制に係る所要の改正について検討 し、結論を得る。		金融庁
67		自己資本比率の開示規制については、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるという趣旨を踏まえ、バーゼル規制に係る 国際合意を踏まえた改正の際に、主要項目以外の項目について銀行単体での開示を緩和する方向で検討し、結論を得る。	結論	金融庁
68	外国口座管理機関に係る 手続の負担軽減	外国口座管理機関の申請手続等について、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の 整理など、手続の負担軽減を図る。	平成 29 年度措置	金融庁 法務省 財務省
69		確定給付企業年金の規約の変更等に係る承 認申請手続等について、簡素化を図る。	平成 29 年度検討・ 結論	厚生労働省
70	県外産業廃棄物流入規制 の見直し	県外産業廃棄物流入規制について流入規制 を含む検討結果が取りまとめられた「廃棄物 処理制度の見直しの方向性」(意見具申)(平 成29年2月14日中央環境審議会)を踏まえ、 関係者による意見交換等の場の設定等をす る。	平成 29 年度検討開 始、平成 30 年度目 途措置	環境省
71	優良認定制度の見直し	「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見 具申)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の 認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良 認定を受けた処理業者に対する優遇措置に ついて詳細に検討する。	始、平成30年度結	環境省
	局所排気装置の性能基準 と管理濃度の二重規制の 解消	許可された事例の公表、汎用性のある発散防止抑制装置の普及、典型的な発散防止措置に関する審査の簡略化など、局所排気装置等を設けないことに関する所轄労働基準監督署長の許可の審査に係る期間を短縮するための方策について検討し、結論を得る。	結論	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
73	都市計画基礎調査の民間	都市計画基礎調査のオープン化に向けて、個人情報の処理方法の明確化を含む課題の抽出及びその対応策の検討を行い、ガイドラインの作成及び地方自治体への周知を行う。	平成 29 年度検討開 始、平成 30 年度結 論・措置	国土交通省
74	推進に向けた電子納品の	公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論	国土交通省
75	電気通信工事業に関する 技術検定の創設	電気通信工事業に関する技術検定の創設に ついて検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論	国土交通省
76	自家用マイクロバス貸渡 しの届出に係る申請書類 の削減	既に2年を超える期間、自家用マイクロバス の貸渡しを行っている場合において、申請者 に対し必要以上の負担を課さないよう手続 の簡素化を含めた対応策について検討し、結 論を得次第、措置を講ずる。	平成 29 年度検討・	国土交通省
77	風俗営業許可手続の見直	風俗営業許可を受けたスナック、パブ等を営む個人事業主が法人化する場合の手続について、平成 28 年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、対応を検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・	警察庁
78	特定行政書士による戸籍 謄本等の交付請求	特定行政書士についても、不服申立て手続の 代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交 付請求を可能とすることについて検討し、結 論を得る。	平成 30 年度検討・	法務省

6. その他重要課題 (インバウンド支援等)

(1)規制改革の観点と重点事項

その他重要課題として、①ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革、②地方の需要に応える貨物運送事業規制改革、③第二種運転免許受験資格、④旅館業に関する規制の見直し、⑤地方における規制改革、⑥労働基準監督業務の民間活用等について、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

① ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	ICTを活用したソフト メーターの普及に向けた 環境整備	顧客ニーズに応じた柔軟な料金設定や、事業者の生産性向上に向けたイノベーションの促進を目指し、回転尺を基本とするタクシーメーターに加えて、タクシー事業の運賃算報の基礎として必要十分な精度の距離情報の表現にするため、求められる距離等の利用も可能にするため、求められる距離等の別定精度の水準や、必要な精度等を有するととを担保する仕組み、技術基準等の検討を関係者間で行い、速やかに結論を得て、新しいタクシーメーターの開発や普及に向けて必要な環境整備を行う。	討開始、平成30年 度上期結論、平成	国土交通省
	I C T を活用したソフト メーターの計量法との関 係の明確化	No.1による検討状況を踏まえつつ、事業者と消費者が運賃算出の基礎となる距離情報を相互に確認するために必要な技術基準等の検討を関係者間で行い、計量法(平成4年法律第51号)との関係を明確化する。	平成 30 年度検討開 始	経済産業省
3	利用者の同意を前提とし た事前確定運賃の実現	渋滞や回り道等で値段が高くなるかもしれないという不安なくタクシーを利用したいというニーズに応じたサービスが実現できるよう、配車アプリ等によりあらかじめ運行経路と運賃を利用者に提示し、これに利用者が同意することを条件に、経路を特定した個別認可を受けることなく、一定の方式により事業者が柔軟に運賃設定することを包括的に認可する仕組みについて、利用者保護を図るための措置も含めた検討を行い、結論を得る。	始、平成30年度結	国土交通省
4		乗務記録や点呼記録等について電子データでの記録・保存が可能であることを周知するとともに、ICTを活用した新たな点呼の手法を事業者が活用できるよう検討し結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論・措置	国土交通省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	自家用自動車による運送	自家用自動車による運送について、それが有 償である場合には、旅客自動車運送事業に準 じた輸送の安全や利用者の保護に対する期 待感を利用者一般が有していることが、自家 用自動車の有償運送を登録又は許可にかか らしめる理由であることを通達により明確 にするとともに、登録又は許可を要しない自 家用自動車による運送について、ガソリン代 等の他に一定の金額を収受することが可能 な範囲を通達により明確化する。	平成 29 年度検討・ 結論	国土交通省

② 地方の需要に応える貨物運送事業規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	客貨混載に関する運用の 見直し	道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 82 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送 事業者による少量貨物の運送に係る規制に ついては、貨物軽自動車運送事業者が運送を きる貨物の重量を上限値としていた現在の 法運用を改め、事業者が乗合バスの構造等に 応じて柔軟に事業を行えるよう、一般乗会に 応じて柔軟に事業者が旅客運送の用にが 客自動車運送事業者が旅客運送の用にが る条件を明確化し、事業者が自ら判断できる ようにする。		国土交通省
7	貨物自動車運送事業の営 業所新設における車両台	輸送の安全を確実に担保しつつ地域の実情 等に応じた合理的規模で事業拠点が整備で きるよう、ICTの活用等により適切な運行 管理が実施される等一定の条件を満たすこ とを前提として、人口の少ない過疎地域に いて、広域に事業を展開している貨物自動車 運送事業者が追加で営業所を新設する場合 と、中小企業等が営業所を新設する場合の 方について、営業所新設時に求める必要最低 車両台数の在り方について、関係者と調整し た上で検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・ 結論	国土交通省

③ 第二種運転免許受験資格

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	第二種運転免許受験資格	第二種運転免許所養的人工 (1) 第二種運転免許 (1) 第二種運転免許所述 (2) 第二種 (2) 第二种 (2) 第二种 (3) 第二种 (4) 第二	平成 29 年検討開 始、結論を得次第速	

④ 旅館業に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	旅館業に関する規制の見直し	f 便所の具体的要件の規制については、数値 による規制は撤廃し、定性的な表現に改め	旅館業法の一部を改正する法律案の成立後に検討・結論、その施行に合わせて措置	厚生労働省

⑤ 地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	地方における規制改革	地方自治体における。)に書式・「書式等」という。)に書式等」という。)であって、当面、特別であってあってあってあってある書式をの書式をの書式をのまる書が複数自治を対象として、事項によって、事がによって、事がによって、事がに必要な措置を講ずる。	結論、結論を得次第	

⑥ 労働基準監督業務の民間活用等

a 労働基準監督業務の民間活用の拡大のため、以下の措置を講ずる。 ・民間の受託者(入札により決定し、契約に a:36協定未届事より、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け)が、36協定未届事業規則作成義務のあ場(就業規則作成義務のある事業場、同義務のある事業場、同義務のある事業場についてのない事業場)への自主点検票等(36協定は平成30年度開の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業始、平成32年度ま	f管府省
規則の策定、労働条件明示の状況などの点検 労働基準監督業務の民間 清末	生労働省